

## 高等学校通信教育規程等にかかる確認事項について

### 1. 各都道府県の設置認可審査基準の確認について

高等学校通信教育規程第10条の2第3項において、「実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参照して当該確認を行わなければならない。」とされています。

については、三重県外に設置予定の通信教育連携協力施設（面接指導等実施施設および学習等支援施設）について、当該施設の所在地の都道府県の基準をご確認の上、確認した基準とその確認結果を示す書類を提出いただきますようお願いします。

（確認結果を示す書類の様式は任意ですが、ご参考までに、様式例を添付します。また、もし所在地の都道府県において該当する基準が定められていない又は公表されていない場合には、その旨とそれを確認した日付を記載してください。）

### 2. 通信教育連携協力施設の近辺の環境確認について

通信教育連携協力施設の設置に関して、文部科学省から令和6年8月に各都道府県宛てに通知が出されており、当該施設が風俗営業等を行う店舗の近隣に位置していないか等を含め、施設の近辺の環境を個別具体的な状況に照らして十分に確認することが求められているところです。

については、設置予定の全ての通信教育連携協力施設について、施設の周囲の環境をご確認の上、その確認結果を書面にて提出いただきますようお願いします。

（確認結果を示す書類の様式は任意ですが、ご参考までに、様式例を添付します。）

### 3. 県の通信制高等学校設置認可審査基準への対応状況について

県の通信制高等学校設置認可審査基準への対応状況を確認するため、別添の各項目にかかる対応状況または対応方針を記入の上、提出くださいますようお願いします。

※提出いただいた資料は、三重県私立学校審議会の配布資料とすることがあります。  
ご留意ください。